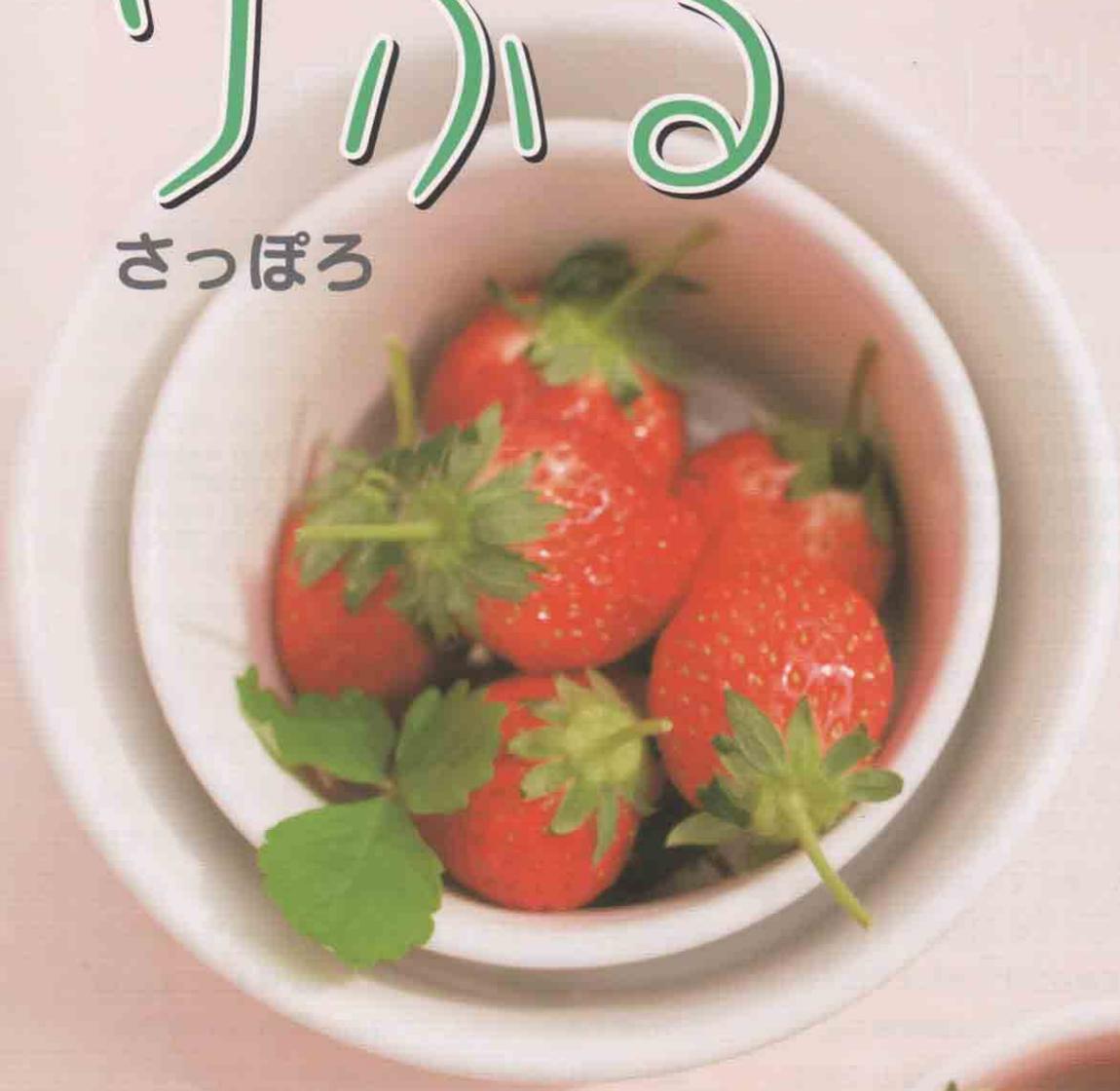


ワふる

さっぽろ



特集 女性に対する暴力

インタビュー さっぽろ ひと つながり～札幌のDVの実状と防止に向けた取り組み～

女性に対する暴力



北海道大学大学医学研究科 客員研究員

川畑智子さん

1966年札幌生まれ。北海道育ち。英エセックス大学大学院修士課程ジェンダーの社会学専攻、MA in Sociology of Gender Divisions in Society、東京都立大学大学院博士課程社会学（ジェンダー論）専攻、博士（社会学）。道内の複数の大学で講師（非常勤）を兼任し、社会学、ジェンダー論、社会福祉に関連した講義を担当。長年、女性に対する暴力（特に性暴力）の問題をテーマに研究調査活動を行っている。現在は主に大学生を対象に性意識に関する研究調査活動を行っている。男女共同参画審議会委員（公募）。

1 はじめに

戦後日本は日本国憲法を成立させ、法の下での男女平等を確立しました。しかし、実質的な男女平等は未だ実現していません。そのことを顕著に示しているのが親密な関係において発生する暴力です。それが「女性に対する暴力」として社会問題化され始めたのは、1990年代になってからです。それまでは夫、恋人からの暴力は個人的なこと（「夫婦喧嘩の延長線」、「被害妄想」）として見なされ、暴力であると認識されてきませんでした。被害を訴えた女性は非難の対象とされ、妻/恋人に対する暴力はあたかも夫/恋人の権利であるかのように見なされてきました。女性が男性を訴えることは、男性優位の性別秩序を乱す行為とされてきたからです。このような暴力の正当化によって、暴力が暴力であるという社会的認知を著しく遅らせ、暴力が繰り返されてきました。

2 「女性に対する暴力」が意味するもの

一般に、暴力には、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、怒鳴る、威嚇するなど言葉や態度による心理的暴力、貯金を取り上げる、食費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性的関係を強要するなどの性暴力などがあります。暴力は、無視、からかい、嫌がらせ、攻撃など、程度に差はあっても、権力の行使であり、人としての尊厳を傷つける行為です。

権力は強い者から弱い者に向かいます。ある二者間に権力が発生し、それが反復するという現象は、その二者間に権力関係が成立していることを意味します。「女性に対する暴力」の特徴は、この権力が男性から女性に向かっていること、そしてこのパターンの発生率が顕著に高いという点です。このことは、私たちが意図しないところで、本来対等であるはずの男女の関係が、権力関係として社会的に構築されているということを意味します。ある社会で「女性に対する暴力」が発生するという事は、その社会において、集団としての男性と集団としての女性の間に関係が支配-服従関係が存在していること、およびそのような集団間の権力構造が、個々の親密な関係を支配-被支配関係として維持していることを示しています。

3 なぜ「女性に対する暴力」は繰り返されるのか？

本来対等であるはずの関係は、一方が気を使う側、他方が気を使われる側を演じていくうちに権力関係が生まれてきます。特に「気づかい」は「女らしさ」の代名詞として女性に期待される態度です。気を使う側は、問題回避をしながら相手との関係性を平和に維持していくために、意図せざる結果として「服従」の演技をするようになります。これは一般的な言葉に言い換えると「媚」と呼ばれます。男性優位社会では、夫や恋人など特定の男性に対する女性の「媚」が「貞淑さ」の証明として期待されます。しかし、「媚」の反復は相手の支配欲を高め、暴力の発生可能性を高めます。したがって、相手との平和的な関係を維持するために女性が努力すればするほど、支配-服従関係が強化され、暴力の発生が高まります。ここには親密であるがゆえに暴力の加害性/被害性は低められ、暴力は反復されるという現象が存在します。このように、集団としての男女間に権力関係が存在する社会では、一見対等であるかのように見える夫婦/恋人関係でさえ権力関係に転化する可能性があります。

4 暴力の反復を可能にしているもう一つの社会的条件

家庭内での暴力の反復を可能にしているもう一つの社会的条件として、性別役割分業があげられます。その理由は、第一に、「男は仕事、女は家庭」という分業体制は、女性が収入を得る機会を妨げ、逃げることを困難にさせるからです。特に、幼い子どもがいる場合は、育児のために経済的に自立することが困難になり、暴力をふるう夫の経済力に頼るほかなくなります。第二に、男性の家事・育児・介護という対人的ケアワークの機会を妨げ、男性を孤立させるからです。夫が家庭生活から疎遠になると、家庭内で孤立し、仕事上のストレスを溜め込みやすくなるだけでなく、家庭生活における問題の共有化が

困難になり、トラブルの原因となります。その結果、家族、特に妻が暴力の対象として選ばれやすくなります。

5 性別役割分業はなぜ問題なのか？

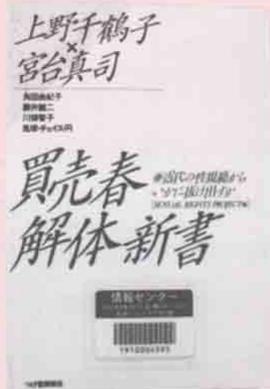
現代の女性は、家庭だけでなく仕事もこなしていますが、現状では、女性の2人に一人がパート、アルバイトなどの安価な短時間労働や派遣社員、契約社員などの不安定雇用です。このような働き方が定着した主な理由は、女性が育児・家事のために結婚/出産退職をし、再就職が困難な状況にあるからです。短期雇用のため女性は昇級・昇格の機会も逃してきました。性別役割分業は男女の経済格差を拡大し、女性の経済的、社会的地位を弱体化させてきました。その結果、集団としての男女間に構造的な権力関係をもたらしたばかりでなく、その権力構造によって社会化されたパーソナリティ（「男らしさ」「女らしさ」）を構築し、個人の生き方を分断し、束縛してきました。このことが、男女の相互理解の妨げとなり、女性に対する暴力が暴力であるという認知の遅れをもたらしました。

6 おわりに

女性に対する暴力を繰り返さないためには、まず、被害者が加害者の権力に屈せずに訴えることができるように地域のサポートネットワーク作りが大切です。被害者の異議申し立てが保障されないかぎり、暴力は黙認され、実質的な男女平等は実現しません。そして、今後特に期待される取組みは、仕事中心の男性の働き方を改善し、家庭参加を促し、男女間の相互理解を高めることです。具体的には、男性の労働時間を短縮し、育児休業を取得しやすくなる必要があります。そして、何よりも大切なものは、教育です。実質的な男女平等の実現は、暴力のない平和な社会を築く一つの大切な営みであるということを市民一人ひとりが認識し、行動に移していくことです。

情報センターから関連図書のご案内

『買売春解体新書 —近代の性規範からいかに抜け出すか—』



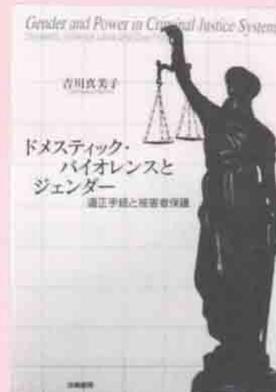
■著者■
上野 千鶴子
宮台 真司
角田 由紀子
藤井 誠二
川畑 智子
鬼塚・チェイス・円

■出版社■
柘植書房新社

■出版年■
1999年

現代の性はどこへゆく? 「援助交際」を手始めに、宮台真司と上野千鶴子が大論争。日本近代のツケである「うそ」社会から、いかに抜け出していくか。子どものセクシュアリティをいかに解放していくか、二人のバトルは続く。

『ドメスティック・バイオレンスとジェンダー —適正手続きと被害者保護—』



■著者■
吉川 真美子

■出版社■
世織書房

■出版年■
2007年

DV刑事手続きにおける被疑者・被告人の適正手続きの保障に反することなく被害者の安全と権利は如何に守ることができるのか。米国DV防止法・加害者逮捕政策をもとに「配偶者暴力防止法」改正を考える。

1970年代以降、米国の警察と検察は従来のDVへの不介入主義から脱して、加害者を積極的に逮捕する政策へと転じた。このDV犯罪に対する法や政策の変化をうながした歴史的背景、女性運動を含めた社会的背景を明らかにするとともに、デュー・プロセスと被害者保護の相克という理論的問題が、米国ではどのように表れ、どのように乗り越えられたのかを探る。

情報センターから のお知らせ

情報センターは、札幌エルプラザ内公共4施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）の図書室です。情報センターでは、男女共同参画、消費生活、市民活動、環境に関する図書やビデオ等の資料の閲覧や貸出ができます。また、4分野に関する情報をパソコンを使って調べることができます。どうぞご利用ください。

❖ おすすめ本、紹介しませんか?

情報センターでは、利用者の皆さまから本やビデオ等を紹介していただく「おすすめ文」を募集しています。読んでみて「おもしろかった!」「感動した!」「役に立った!」など、他の人にも教えたいあなたのおすすめ本をぜひご紹介ください。

また、皆さまからお寄せいただいた「おすすめ文」は情報センター内に掲示しています。本選定の参考に、ぜひご活用ください。



❖ 情報センター（札幌エルプラザ1階）

開館時間 9:00~20:00 (貸出・受付 9:00~19:45)

※情報センター閉館時(20:00~22:00及び図書整理日(毎月最終日曜日))の返却は情報センター入り口に設置しております返却ボックスをご利用ください。視聴覚資料(ビデオ・DVD)等は、総合案内までお持ちください。

☎011-728-1223

<http://www.danjyo.sl-plaza.jp/jyouhou>

男女共同参画センターのボランティア活動紹介

クリッピングボランティア

男女共同参画の重要性を伝えるため、男女共同参画に関する新聞記事を切り抜いて、館内に掲示しています。

11月12日から25日「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中には、札幌市男女共同参画センター1階エントランスロビーに、今までの活動の中でクリッピングしたドメスティック・バイオレンス（DV）の関連記事を掲示し、女性に対する暴力は身近な問題であることを伝えました。



広報紙ボランティア

男女共同参画の意識を伝え、札幌市男女共同参画センターの周知を目的に広報紙「ピリカループ」を作成しています。

平成19年度は2回（2号・3号）発行しました。特に3号は、昨年10月に実施したボランティア研修で学んだ紙面構成・編集方法の知識を生かし、より一層魅力ある紙面づくりに努めました。当センターや札幌市内の公共施設で配布していますのでご覧ください。



子育てサポートボランティア

男女共同参画センター主催講座の受講者の託児や子育て支援活動を行っています。

1月15日から2月26日まで開催した「女性のための再就職準備講座」で、受講者のお子さん11名をお預かりしました。初めは泣いたり、母親の後を追う姿がみられましたが、ボランティアメンバーの優しい笑顔にふれ、少しずつ慣れて元気に遊ぶ姿が見られました。



さっぽろ ひと つながり

このコーナーでは、さまざまな分野で男女共同参画社会の実現を目指して取り組んでいる「人」や「団体」を紹介し、今回は、差別や偏見や暴力のない社会の実現のため、女性の抱えるあらゆる問題の解決に取り組んでいる〈NPO法人 女のスペース・おん〉代表理事の近藤恵子さんにお話を伺いました。

近藤恵子さん
(NPO法人 女のスペース・おん代表)



〈NPO法人 女のスペース・おん〉は札幌市・北海道を基盤として、女性の人権を確立し暴力や差別をなくすことを目指し、相談活動を柱に問題解決に向けて当事者と一緒に取り組んでいます。現在会員数は120名で、シェルターの維持、協力会員及びスタッフと合わせ約300名で活動している団体です。

女のスペース・おんの設立のきっかけ・背景を教えてください。

さまざまな分野で市民運動や女性運動に取り組んできた仲間たちが、女性の抱える問題を解決できる場所を持ちたいという思いがきっかけで、1993年に女性のための人権ネットワーク事務所を設立しました。当時は女性に対する暴力について相談する窓口がなかったため、ネットワーク事務所のことが知られ、相談に来る女性が増えてきました。その後、北海道でシェルターが必要であるということから、1996年に国際シンポジウムを行い、1997年に道内初の民間シェルターを開設しました。

札幌市のDV(※1)の状況や、特徴などを教えてください。

札幌市の支援センターなどへの相談件数や保護件数・シェルター利用件数は近年、急増しています。

札幌市には、北海道の6割近くの人口が居住しているため、相談件数や保護件数・シェルター利用件数が多くなっています。加えて、他の地域で被害にあって札幌に来られて自立する方の数がとても多いことが、支援センターの利用を増加させています。

被害者と加害者の状況について教えてください。

加害者は、年齢、職業、学歴など特定される条件はほとんどありません。内閣府の調査では3人に1人の女性が被害にしているという結果があります。そうすると3人に1人の男性が加害行為をしていることとなります。しかし加害者に対して、法律での強制的な規制はなく、放任されているのが現状で、保護命令以外には対応できません。加害者は犯罪を繰り返すのです。

内閣府の調査では20人に1人の女性が殺されそうな目にあう被害を受けたという結果があります。しかし、被害届けを出して訴えなければ警察は動きません。当事者たちの不安と困難は、法律ができ制度が整っても根本的に解消されたとはいえません。

(※1) ドメスティック・バイオレンス (DV)
…夫婦間やパートナーなど親密な関係にある人々の間に起こる暴力

DV防止法が改正されましたが、改善された点と、今後の課題を教えてください。

今回のDV防止法の改正により、保護命令制度が拡充され、電話・FAX・メールの禁止、実家や支援者にも接近禁止命令が出せるようになりました。しかし、保護命令が出ている間も加害者の言動をチェックすることや、犯罪を犯した加害者に対する教育プログラムや強制的で厳正な処罰のシステムを導入しないと安心できないと思います。都道府県以外にも、市町村が支援センターを設置し、基本計画の策定に取り組むよう努力義務が課せられたことは心強いことです。

残された課題は、加害者対応の問題と、独自の支援センターを持ちたいという自治体に対する財政支出、民間シェルターへの支援の問題で、独立したDV予算を作って援助をするべきだと思います。

DVをなくすためにはどうすべきだとお考えですか。

男性と女性、大人と子ども、あらゆる人と人が対等に向き合える社会をつくることだと思います。そのためには、今起こっている犯罪については、被害者の救済・保護・自立支援施策を徹底する一方、加害者には犯罪の責任を取らせる社会の仕組みや再生のサポートが必要です。また、警察・医療機関・行政機関で、連携を密にしていける必要があると思います。さらに、非暴力・非DVを小さい時からあらゆる機会を通して教育していくことが大切です。今のDV防止法では、子どもに対する性虐待や若い人たちのデートDVは救済できないので、包括的な性暴力禁止法が必要だと思います。

団体としての今後の展望を教えてください。

女性の人権を確立するために、これまでどおり当事者と一緒に関わっていくしかありません。その時その時の必要な課題や責任が、私たちのような民間団体にも問われると思いますが、ひとつずつ目の前にある課題解決に取り組んでいこうと思っています。

数字で見る男女共同参画

ドメスティック・バイオレンス(DV)を
経験したことがある女性(札幌市)

10人に1人

札幌市市民意識調査(平成18年)によるとドメスティック・バイオレンス(DV)(※)について「自分が経験したことがある」と回答した女性は9.3%、男性2.5%となっています。男性よりも女性が多く、約10人に1人の女性が被害を受けた経験があることとなります。平成13年度の調査と比較すると、同様に答えた割合は男女ともに増加しています(表1)。

さらに、札幌市市民意識調査でドメスティック・バイオレンスについて「自分が直接経験したことがある」に6.8%、「相談を受けたことがある」に10.4%、「相談を受けたことはないが当事者を知っている」に14.6%の人が回答しています(表2)。身近でドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を受けている人がいることがわかります。

また、札幌市男女共同参画課調査のパートナーからの暴力による相談件数では、平成12年度で2,196件であったのに対し、平成16年度では5,139件となっており、2.3倍に増加しています。また、一時保護件数は、平成12年度の200件であったのに対し、平成16年度では341件と1.7倍に増加しています。相談件数・一時保護件数ともに、配偶者暴力防止法の施行(平成13年)に伴いこれまで潜在化していたDVの被害が顕在化してきたことがうかがえます(表3)。

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、私たちの身近で起きている可能性の高い問題です。ドメスティック・バイオレンス(DV)を防止するためには、私たち一人ひとりが身近で起きている問題であることを認識し、関心を高めることが大切ではないでしょうか。

(※)配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある人々の間に起こる身体的・精神的・性的暴力。

(表1) ドメスティック・バイオレンス(DV)を自分が直接経験したことがある



(表2) ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験・見聞き状況(複数回答有)



(表3) 夫・パートナーからの暴力による相談件数状況と一時保護件数状況について



出典:「男女共同参画に関する市民意識調査」(平成13年・18年)
「札幌市配偶者暴力防止法及び被害者の支援に関する方針」(平成18年)

札幌市男女共同参画センター相談窓口のご案内

新たな一歩を踏み出すきっかけとしてご利用ください。相談は無料です。

相談窓口の種類	実施時間及び曜日	相談受付電話番号
女性のための	総合相談 火 15:00~17:00 (第2火 18:00~20:00) 木 10:00~12:00 土 10:00~12:00	728-1225 (面接・電話)
	法律相談 金 13:00~15:00(要予約) (第2金 18:00~20:00)	予約電話 728-1225 (面接/一人30分)
	心とからだ相談 火 14:00~16:00(要予約) (第1・2・3火 精神科医、心理士) (第4火 助産師)	予約電話 728-1225 (面接/一人50分)
	仕事の悩み相談 水(第1・3・5水 13:00~17:00) (第2・4水 16:00~20:00)	728-1227 (面接・電話)
男女の人権相談	月 10:00~12:00	728-1226 (面接・電話)

気になる☆言葉

配偶者暴力防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が平成13年(2001年)に成立・施行、平成16年(2004年)に一部改正されました。さらに見直しが行われ、平成20年(2008年)1月11日に一部を改正した法律が施行されました。

今回の改正のポイントは、「保護命令の拡充」「市町村基本計画の策定」「配偶者暴力相談センターに関する改正」「裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知」です。

とくに保護命令については、配偶者からの身体への暴力だけでなく、命や身体へ危害を加えるという脅迫を受けた場合も対象となりました。さらに、被害者への面会や無言電話、夜間の電話・メールなどが禁止されたほか、被害者の親や姉妹・兄弟、親戚、親しい関係にある人などへの接近も禁止の対象となりました。また、これまで都道府県のみで義務付けられていた配偶者暴力防止と被害者保護に、市町村でも取り組むこととなります。

被害者の保護と市町村の役割が拡大された今回の改正を機に、配偶者からの暴力による被害がなくなることを期待します。

札幌市からのお知らせ

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー2008

国では、平成20年を“仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）元年”と位置づけています。

札幌市においては、20年度からワーク・ライフ・バランス（WLB）に取り組む企業を応援する事業を、始める予定です。

こうした中、WLB社会の実現に向けて、企業経営のうえでのWLBの重要性、有効性に関する理解を深め、取組みのきっかけとしていただくために、「WLBはなぜ必要か」をテーマに、セミナーを開催します。

企業の方を対象とした内容ですが、WLBに関心のある方ならどなたでも参加いただけます。是非ご来場ください。

【日時】 平成20年3月10日（月）
午後2時から（終了予定4時30分）

【場所】 北海道経済センター8階 Aホール
（中央区北1条西2丁目）

【プログラム】

講演「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」ほか

【申込・問合せ先】

入場無料。事前申し込みが必要です。

札幌市子ども企画課 ☎011-211-2982

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/>

講演者

㈱ワーク・ライフバランス
代表取締役社長

小室 淑恵さん



99年㈱資生堂に入社。インターネットを利用した育児休業者の職場復帰支援サービス新規事業を立ち上げ、「日経ウーマン・オブ・ザ・イヤー2004」受賞。05年9月に資生堂を退社後、㈱ワーク・ライフバランスを設立。

様々な休業者の職場復帰をスムーズにする「armo（アルモ）」（06年11月に第3回「日本ブロードバンドビジネス大賞」を受賞。）を開発し、多様な価値観を受け入れられる弾力的な日本社会にするべく、日々尽力している今注目の女性起業家です。

- ・内閣府 男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」委員
- ・内閣府「新しいライフスタイルの創出と地域再生に関する調査研究」研究委員会委員
- ・著書：「新しい人事戦略 ワークライフバランス - 考え方と導入法-」（日本能率協会マネジメントセンター刊行（2007年7月））

担当者 より

暴力根絶のために 私たちができること

2006年に、私たちの住む札幌・北海道で、DV加害者である男性が2児を虐待死させた事件や、DV被害者である母親と長男が同居男性を殺害するという事件がありました。これらの事件のように、女性や子どもが暴力にさらされている現実を知るたびに、「なんとかしたい。でも私にできることは何だろう？」と憤りともどかしさを感じてしまいます。そこで、暴力をなくすために今すぐできることは何か考えました。

- 暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをつけて、暴力根絶の意思表示をする。
- 相談窓口や支援団体の連絡先を携帯する。
- 暴力防止に関するイベントや講演会に参加する。
- 支援施設や団体に募金をする。

これならすぐにでも行動できそうです。

他にも暴力根絶のために私たちができることはたくさんあります。一人ひとりが「暴力を決して許さない」という強い意思を持って、根絶へ向かい行動することが大切ではないでしょうか。

編集後記

今回は、女性に対する暴力をテーマに特集しました。編集をとおして、女性に対する暴力の実態を知りました。人権を侵害する暴力を一日も早く社会から根絶させたいものです。もし、自分の身近で暴力が起きていることに気づいた時には、見過ごすことなく対処することが大切だと思いました。

お便りお待ちしております

本誌のご感想、主催事業・施設利用に関するご意見をお待ちしています。はがき、封書、FAX等で、住所、氏名、電話番号をご記入のうえ札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」係までご送付ください。（いただいた個人情報、札幌市男女共同参画センター「りぶる さっぽろ」の制作の目的以外に無断で利用することや第三者に提供することはありません）

発行月 : 平成20年3月
発行 : 札幌市男女共同参画センター
指定管理者 : 財団法人札幌市青少年女性活動協会
所在地 : 〒060-0808
札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内
電話 : (011) 728-1255
(札幌エルプラザ公共4施設事業係)
FAX : (011) 728-1229
ホームページ : <http://www.daniyo.sl-plaza.jp>